

(仮称) 北谷津の森オートキャンプ場整備運営事業者
公募型プロポーザル募集要項

令和7年8月

千葉市 環境局 資源循環部 廃棄物施設整備課

目 次

1 事業の背景・公募の趣旨	1
(1) 事業の背景・募集の目的	1
(2) 募集要項等の定義	1
2 募集事業の概要	1
(1) 事業名称	1
(2) 事業期間	1
(3) 事業の内容	1
(4) 公募選定スケジュール	1
(5) 事業実施場所の概要	2
3 実施事業の内容	3
(1) 企画提案における基本的な考え方	3
(2) 実施事業の内容（企画提案を行う内容）	3
(3) オートキャンプ場の整備運営計画作成の条件等	5
(4) その他の重要事項	7
4 公募の手続等	9
(1) 現地見学会の開催	9
(2) 質問の受付・回答	10
(3) 提出書類の提出	10
(4) 一次審査（資格審査）	10
(5) 二次審査（企画提案の審査）	10
(6) 審査結果の通知等	10
(7) 協定の締結	11
5 応募に関する事項	11
(1) 応募者の参加資格要件等	11
6 審査基準	14
(1) 企画提案内容に関する審査基準	14

<募集要項等に対する問合せ先>

千葉市環境局資源循環部廃棄物施設整備課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所高層棟7階

電話：043(245)5399 FAX：043(245)5477

Eメール：shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

【別冊資料】

様式集

- | | |
|-------|----------------|
| 様式1 | 現地見学会参加申込書 |
| 様式2 | 質問書 |
| 様式3 | 公募型プロポーザル参加申込書 |
| 様式4 | 誓約書 |
| 様式5 | 企業概要書 |
| 様式6 | 役員名簿 |
| 様式7－1 | 共同事業体構成員表 |
| 様式7－2 | 委任状 |
| 様式8 | 収支計画書 |
| 様式9 | 応募辞退届 |

別紙1：北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画（令和5年12月策定）

別紙2：配置計画図

別紙3：北谷津わんぱくの森グランドデザイン（参考）

1 事業の背景・公募の趣旨

(1) 事業の背景・募集の目的

本市では、千葉市若葉区の北谷津地域において、子どもたちが遊びながら環境学習を体験できる拠点の整備を進めるとともに、「自然体験と環境学習の融合」を念頭にさらなる地域の活性化を図るために、令和3年度に「北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本構想」を取りまとめ、令和5年12月には、この活性化の方向性を踏まえ、実現に向けた具体的な整備計画として「北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定しました。

この基本計画における中核的な施設として、「(仮称) 北谷津の森オートキャンプ場」（以下、「オートキャンプ場」という。）の整備及び運営を進めるにあたり、本事業が目指す「さらなる地域の活性化」に最も効果的に取り組むためには、民間事業者が有する提案力や技術力、経営能力等が最大限発揮されることが有効であることから、公募型プロポーザルを実施し、整備運営事業者を選定するものです。

(2) 募集要項等の定義

本募集要項は本事業の公募型プロポーザルの実施に関して必要な事項を定めたものです。

本募集要項に併せて配布する様式集も本募集要項と一体の資料とし、これらの資料を含めて「募集要項等」と定義します。

2 募集事業の概要

(1) 事業名称

（仮称）北谷津の森オートキャンプ場整備運営事業（以下、「本事業」という。）

(2) 事業期間

協定締結日（※令和8年2月予定）～令和27年3月31日

- ・設計、各種協議、整備・開業準備期間：協定締結日～令和12年3月31日
- ・運営期間：令和12年4月1日～令和27年3月31日（15年間）

(3) 事業の内容

事業期間内のオートキャンプ場の整備及び運営等

(4) 公募選定スケジュール

公募選定のスケジュールは以下のとおりです。

市は、提出された提案書について、市が設置する審査会（以下、「審査会」という。）における審査を経て、最も優れた提案を行った事業者と、事業の実施に関する協定締結の協議を行います。仮に、協議が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとします。

1	募集要項の公表・配布	令和7年8月27日（水）～
2	現地見学会の実施	令和7年9月11日（木）
3	募集要項等に関する質問の受付	令和7年9月11日（木） ～ 9月18日（木）
4	募集要項等に関する質問の回答	令和7年9月26日（金）（予定）
5	企画提案書等の提出期間（※1）	令和7年11月7日（金） ～11月14日（金）
6	5（1）オによる失格者への通知（一次審査（資格審査））（※2）	令和7年11月中旬（予定）
7	審査会における二次審査（企画提案の審査）の実施（※2）	令和7年11月下旬（予定）
8	選定結果の通知	令和7年12月中旬（予定）
9	協定の締結	令和8年2月（予定）

※1 提出された企画提案書等について、不備や記載の不明瞭などにより、一定の期間を定めたうえで提出書類の追加提出、修正等を指示する場合があります。この場合で、期間内に指示どおりの修正がなされない場合は失格とすることがあります。また、提出書類の不備等が著しいものである場合には、修正の指示を行うことなく失格とすることもあります。

※2 審査の実施にあたっては、外部有識者に意見聴取を行うことがあります。

（5）事業実施場所の概要

ア 事業実施場所

所 在 地	千葉市若葉区北谷津町地内（新清掃工場隣接地及び周辺）
事業面積	約3ha（※整備範囲等については「別紙2 配置計画図」参照）
現　　況	山林（一部道路用地を含む）
所有区分	民有地
主な法令等の制限	都市計画法（市街化調整区域）、 森林法（地域森林計画対象民有林の指定地域内）

イ 新清掃工場について（参考）

基本計画の事業用地の隣接地においては、現在、新清掃工場の建設工事を進めており、令和8年4月1日に本格稼働を開始する予定です。

■施設概要

建物	
所在地	千葉市若葉区北谷津町 347 番地
延べ床面積	約 22,400 m ²
設備・運用	
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融方式
処理能力	195 t／日×3 炉 (585 t／日)
処理対象物	可燃ごみ、焼却主灰、破碎不燃残渣
施設の稼働時間	24 時間連続運転
煙突高さ	130m

※ 新清掃工場建設に係る環境影響評価における稼働時の騒音についての予測・評価の結果は約 30～40db 程度となっています。

（URL：https://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/shisetsuseibi/kitayatsu_hyoukasyo.html）

※ 夜間の新清掃工場の光源として、煙突に設置する航空障害灯がありますが、光度が約 2,000 cd 程度であり、オートキャンプ場の運営に影響を及ぼすことは極めて低いと想定しています。

3 実施事業の内容

（1）企画提案における基本的な考え方

協定を締結した事業者（以下、「協定事業者」という）は、本事業を実施するにあたり、募集要項等に示す基準を満たすほか、各種法令を遵守することが求められます。

加えて、基本計画に基づく環境学習拠点の形成やさらなる地域活性化に寄与することが期待されますので、本プロポーザルに参画する事業者は、基本計画の策定の背景や目的、各施設の整備方針、環境学習拠点としての取組みの方向性等について、十分に理解したうえで企画提案書を作成してください。

（2）実施事業の内容（企画提案を行う内容）

ア オートキャンプ場の整備及び運営事業

協定事業者は、自らの負担により、オートキャンプ場の整備及び運営を行うこととします。

（ア）オートキャンプ場の整備

民間事業者が有するノウハウ等を最大限発揮し、地域資源である現存の森を最大限活かすこととも

に、オートキャンプサイトの利用者がキャンプを通じて「北谷津の自然環境」を体験できるよう、初心者を含め、幅広い層が楽しめる整備計画の提案を行ってください。

■想定する施設イメージ（参考）

- ・管理棟、炊事場、トイレ、テントサイト（100区画程度）、他

（イ）オートキャンプ場の運営

オートキャンプ場の運営にあたっては、幅広い層が安全・安心に過ごすことができるとともに、隣接施設や周辺地域との調和を図り、周辺の居住環境に十分に配慮することを求めます。

（ウ）利用規約等の作成

オートキャンプ場の運営にあたり、予め運営時間・利用方法・料金や利用者が遵守すべき利用規約等を作成してください。

特に夜間については、周辺地域の居住環境等に十分に配慮した運営を求めます。

また、周辺住民等から整備・運営等についての説明を求められた場合や意見・要望等を受けた場合には、市とともに誠実に対応することを求めます。

（エ）オートキャンプ場の名称について

「（仮称）北谷津の森オートキャンプ場」の施設名称は協定事業者が決定するものとします。

より多くの方が訪れ、地域のさらなる活性化に寄与するとともに、周辺地域にお住まいの方々に親しまれるような名称としてください。

イ その他の実施事業

（ア）環境学習プログラム

本市が基本計画に掲げる環境学習拠点としての取組みに基づき、オートキャンプ場においても各種学習プログラムの実施を求めます。

なお、基本計画に基づく各施設全体での環境学習拠点づくりを推進するため、市は環境学習コンシェルジュ（※）の配置を予定しています。

■オートキャンプ場における環境学習プログラムイメージ（参考）

- ・キャンプ場を活用した自然体験や料理体験、宿泊体験、防災キャンプ
- ・キャンプ場内で伐採した間伐材等を利用したウッドチップづくり（園路や火おこしの燃料としての利用等）、伐採した場所に植樹する木々の循環学習

※環境学習コンシェルジュ

市は、基本計画施設全体での環境学習拠点づくりを推進するため、地域のNPO等と連携し、

学習プログラムに関する相談対応や情報発信等を行う「環境学習コンシェルジュ」を配置することを検討しています。

(イ) 周辺施設等との連携方策

基本計画に基づき整備する施設全体での賑わいづくりにつながるような各施設との連携のアイデアについて提案を行ってください。

加えて、計画対象地の近隣周辺施設や周辺地域に立地する広域連携の可能性のある施設等との連携のアイデアについて提案を行ってください。

また、エリア全体での賑わい創出を目指すため、市としてエリアマネジメントの枠組みを検討しています。

■想定する連携方策イメージ（参考）

- ・周辺施設と連携した広報、周遊案内マップの作成
- ・協働イベントや環境学習プログラムの実施
- ・連携割引チケット
- ・谷津田見学ツアー
- ・周辺の農地での収穫や作付け体験
- ・わんぱくの森（※）との連携、広場の活用（地域連携イベント開催等）
※「わんぱくの森」の活動イメージ等については「別紙3 北谷津わんぱくの森グランドデザイン」参照

（3）オートキャンプ場の整備運営計画作成の条件等

ア 本事業の事業区域

本事業に係る事業区域は、「別紙2 配置計画図」に示す「オートキャンプ場事業用地」（約3ha）内とし、具体的な範囲・面積については、協定の締結後に協定事業者と協議のうえで確定することとします。

イ 整備運営計画作成の条件等

オートキャンプ場の整備・運営計画の作成にあたっては、上記の「（1）企画提案における基本的な考え方」及び「（2）実施事業の内容（企画提案を行う内容）」のほか、以下に掲げる条件を踏まえるとともに、本募集要項に示す個別条件等を踏まえたものとしてください。

- ・周辺に居住する住民の生活環境等に十分配慮した整備・運営計画とすること。
- ・オートキャンプ場利用者が安全かつ快適に利用できるよう計画すること。また、周辺施設との調和や同施設利用者に配慮した計画とすること。

- ・省エネルギー、騒音、異臭対策等の環境面へ配慮した計画とすること。
- ・整備・運営計画とともに、都市計画法、建築基準法やその他関係法令に適合するものであること。

ウ 整備運営計画作成の個別条件

(ア) 上下水道等の接続について

対象地域の電気、ガス、上下水道等のインフラ設備関係は未整備であり、協定事業者が自らの負担で接続等を行ってください。

なお、オートキャンプ場の事業区域内の汚水排水を受けるため、市は令和11年度に浄化槽を整備することを予定しており、協定事業者はこれらに接続するとともに、法定検査や保守点検・清掃に係る維持管理費を負担することとなります。

また、上水道についても市が令和11年度に事業区域付近まで整備することとし、汚水排水のための浄化槽と合わせて、具体的な接続場所や方法については協定事業者と協議を行うこととします。(※想定接続箇所については「別紙2 配置計画図」参照)

(イ) 敷地内の雨水対策について

事業区域内の雨水については、適切な構造・能力を有する浸透施設を設けるなどにより、区域外に溢水等による被害を生じないよう計画してください。

(ウ) 市が実施する事業区域の環境整備について

市は、事業者による施設整備に先立ち、令和10年度に、事業区域(※「3実施事業の内容」の「(3)オートキャンプ場の整備運営計画作成の条件等」の「ア 本事業の事業区域」参照)内の下刈りや整地等を行うことを予定しています。

この範囲については、協定事業者の提案を基本とし、協議により確定した事業区域内を実施することを想定しています。(※すべての提案内容に応じられるものではありません。)

■市が行う環境整備の内容(想定)

事業区域内に生育する不要樹木の伐採・伐根、枯損木の撤去、下草刈り、整地(ササ類の根の除去含む)、事業区域外周の赤杭設置

(エ) 各種許認可等の手続きについて

協定事業者は、本事業の実施に必要となる各種許認可等の取得の手続きを遅滞なく行ってください。

なお、本事業については都市計画法(昭和43年法律第100号)第43条第1項に基づき実施することを想定しており、必要な許認可取得等の手続きについては基本計画に基づく各施設を一体で進めるため、協定事業者は、市とともに関係先との協議を行い、許認可取得等の要件を満たした事業計画等を作成することが必要となります。

森林法（昭和26年第249号）第10条の2に基づき必要となる許認可等の取得の手続きについても同様となります。

工 その他の管理に係る事項

（ア）立木の管理

事業区域内の立木については、良好な環境の保全、施設運営の安全管理等のため、適切な管理を行ってください。

なお、植樹等を行う際には、現存の森の植生との調和を踏まえた樹種を選定してください。

（イ）残置森林の管理

事業区域を含めた地域が森林法に定める地域森林計画対象民有林（森林法第5条、第10条の2）に指定されていることから、本事業においても、残置森林を維持・保全する必要があります。

原則として残置森林内の立木は伐採ができないため、協定事業者は、倒木により本事業に支障が生じるおそれ等を把握した際には、市に報告を行ってください。

なお、残置森林内においても、協定事業者がオートキャンプ場の良好な環境を保つために必要と判断する範囲において、適切に下刈りや清掃等を実施してください。

■残置森林の範囲

オートキャンプ場等の事業区域外は全て残置森林となり、具体的な範囲は基本計画に基づき整備する施設全体で林地開発協議を行ったうえで確定することとなります。

また、現地では、令和10年度に市が実施する環境整備において、事業区域の外周に赤杭を設置します。

（4）その他の重要事項

ア 整備用地の取扱いについて

（ア）整備用地の取扱い

オートキャンプ場を含めた事業区域は民有地であり、事業実施にあたっては、市による事業区域の環境整備（令和10年度）着手までに土地所有者と市が賃貸借契約を締結したうえで、協定事業者と市の間では転貸借契約を締結することを予定しています。

協定事業者は、オートキャンプ場の整備着手（令和11年度を想定）以降は、転貸借料を負担することとし、負担する範囲（面積）については、残置森林を含めない事業区域のみの範囲とします。

（イ）転賃借料の額の見直しについて

賃借料の額（転貸借料の額も同様）については、市が令和9年度末に実施する不動産鑑定評価に基づき決定します。

賃借料については、市と地権者において3年ごとに額についての協議を行うこととし、額が見直

しとなった際には、転貸借料についても見直しを行うこととなります。

■現時点での転貸借料想定額（参考）

年額：約40円／m²

（ウ）契約保証金

転貸借契約の締結にあたり、協定事業者は契約保証金を市に支払うこととします。

額については、千葉市契約規則に基づき算出した額（転貸借料の年額の10分の1）とし、転貸借契約の終了後に無利息で返還するものとします。

イ 事業スケジュール

協定締結後の本事業のスケジュールは以下のとおりとします。

なお、協議等の進捗に応じて予定が変更となる場合もあります。

■事業スケジュールについて

項目	日程
協定締結	令和8年2月予定
設計業務実施	令和8年2月～
林地開発等協議	令和8年4月～
市と転貸借契約締結	令和11年4月予定
環境整備【市】	令和10年4月～
インフラ設備工事【市】、事業者によるオートキャンプ場の整備工事	令和11年4月～
供用開始	令和12年4月
事業期間満了	令和27年3月末

※令和9年度には土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第4応に基づく履歴調査を実施することを予定しており、万が一、調査命令が発出された場合には整備着手等のスケジュールを見直すこととなります。

ウ オートキャンプ場の運営状況に係る意見交換

オートキャンプ場の施設の維持管理の状況や利用状況、各種事業の実績や翌年度の事業計画等について、各年度において意見交換を行うため、これらの内容をとりまとめた資料の作成を行ってください。

工 事業期間及び期間満了時の対応方針について

事業期間には、協定事業者による施設の整備及び解体・撤去の期間を含むものとし、返還時には原状回復として自らが設置した工作物等の撤去を行うこととします。

なお、立木については、原状復旧は求めません。

また、期間満了時の対応についての必要な事項を決定するため、契約満了日の3年前から協議を行うこととします。

オ 個人情報の保護、秘密の保持

業務上知り得た個人情報の管理については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、適正な管理を行い、漏洩、紛失、毀損等のないよう必要な措置を講じてください。

その他、業務の実施において知り得た事項を第三者に漏らすことがないよう必要な措置を講じてください。事業期間満了後においても同様とします。

カ リスク分担

本事業における責任及びリスク分担は、募集要項等に市負担と示している業務を除き、本事業の業務の実施については協定事業者が責任を持って遂行し、発生するリスクについて負担するものとします。

よって、事業者は応募にあたっては、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行ってください。

なお、災害等の甲及び乙のいずれの責めにも帰することができない不可抗力により事業区域内の用地や立木等に被害が生じた場合については対応について協議を行うものとします。

4 公募の手続等

協定事業者の公募選定スケジュールについては、2ページに記載するとおりです。

ただし、問い合わせ等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く開庁日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで（以下「開庁時間」といいます。）に受け付けます。

（1）現地見学会の開催

事業実施場所の状況、概ねの範囲等を確認していただくため、現地見学会を以下のとおり、開催します。

ア 開催日時 令和7年9月11日（木）午後2時から

イ 開催場所 若葉区北谷津町内（新清掃工場隣接地）

ウ 参加申込 現地見学会に参加を希望する団体については、9月7日（日）午後5時までに「現地見学会参加申込書」（様式1）を問合せ先（目次頁参照）まで電子メールによりお申込みください。（件名は【オートキャンプ場現地見学会参加申込（※申込団体の名

称)】としてください。)

エ その他 見学会会場で「募集要項等」の配布は行いませんので、必ず持参してください。

(2) 質問の受付・回答

募集要項等の内容に関する質問について、以下のとおり、受け付けます。

なお、原則として、質問できる団体は見学会に参加した団体に限ります。(それ以外の団体からの質問に対しては、回答しない場合があります。)

- ア 受付期間 令和7年9月11日(木)から9月18日(木)午後5時まで(この期間内に質問がなされない場合、回答いたしません。)
- イ 提出方法 問合せ先まで「質問書」(様式2)を電子メールにより提出してください。(件名は【オートキャンプ場公募質問(※申込団体の名称)】としてください。)
- ウ 回答方法 令和7年9月26日(金)(予定)に、廃棄物施設整備課のホームページに回答を掲載します。

(3) 提出書類の提出

公募型プロポーザル参加申込書等の提出書類(12ページ参照)を以下のとおり受け付けます。

- ア 受付期間 令和7年11月7日(金)から11月14日(金)までの開庁時間
- イ 提出方法 提出書類を問合せ先まで直接持参、または、郵送によって提出してください。
なお、書留郵便にする等は、応募者の責任において行ってください。

(4) 一次審査(資格審査)

提案書の審査の前段で、「5 応募に関する事項」の「(1) 応募者の参加資格要件等」の「オ 失格」に記載する失格要件に該当していないことを審査します。

(5) 二次審査(企画提案の審査)

一次審査を通過した応募者の提案書等の審査は市が設置する審査委員会が実施します。また、審査にあたっては、必要に応じてヒアリングを実施します。

- ア 開催日時 令和7年11月下旬(予定)
- イ 開催場所及び概要 実施する場合には改めて連絡します。

(6) 審査結果の通知等

審査委員会の審査結果を踏まえ、市は協定締結候補者及び次点者を選定します。

協定締結候補者及び次点者等については市ホームページで公表するほか、すべての応募者に対して速やかに文書で通知します。

(7) 協定の締結

市と協定締結候補者は、相互に協力しながら本事業を円滑に進めるために必要な事項について協定を締結します。

なお、協定締結候補者が共同事業体等のグループとなる場合は、市と全構成員を記載した書面に基づき協定を締結するものとします。

また、協定締結後、設計及び工事等に関して、定期的に協定事業者と本市にて調整及び連絡するための会議を開催します。

5 応募に関する事項

(1) 応募者の参加資格要件等

ア 基本的要件

応募者は、事業対象施設の整備・管理運営を行うことのできるもので、事業期間中に継続した運営ができる十分な資力と経営能力、優れた企画力を有し、かつ、計画の実現について応募者が保有する実績ならびに社会的信用を有する単独の法人または複数の法人で構成されるグループとし、個人の応募は認めないものとします。

イ 応募資格要件

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (ア) 過去10年間に、本事業と同規模程度の事業対象施設もしくは類似施設の施設整備実績及び管理運営実績を有すること。
- (イ) 法人その他の団体であること（株式会社、任意団体等組織形態は問いません。）。
- (ウ) 市の入札参加資格に関し、指名停止が行われていないこと（現に入札参加資格を有するかは問いません。）。
- (エ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札等への参加が制限されている者でないこと。
- (オ) 千葉県税、千葉市税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (カ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと。
- (キ) 当該団体又はその役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含みます。）が、千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。

ウ 共同事業体等での応募

共同事業体（複数の企業、団体から構成される団体）等での応募も可能です。共同事業体等として

応募する場合には、代表団体及び責任割合を明記した書類を市に提出してください。

選定中及び選定後の協議は代表団体を中心に行いますが、協定の締結に当たっては共同事業体等の構成団体全てを協定当事者とします。したがって、原則として構成団体の変更は認められません。

工 重複提案の禁止

1 団体 1 応募とし、複数の応募はできません。共同事業体の構成団体は、全て応募者とみなします。

才 失格

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- (ア) 募集要項に定めた応募資格・要件が備わっていないとき。
- (イ) 複数の提案書を提出したとき。
- (ウ) 審査委員会の委員、本市職員に対して、本件提案について接触をした事実が認められたとき。
- (エ) 提出書類に虚偽又は不正の記載があったとき。
- (オ) 提出期限までに所定の書類を提出せず、又は提出した書類に著しい不備があったとき。
- (カ) 提出書類について市から修正の指示があった場合で、市が定めた期限までに市の指示どおりに修正を行わなかったとき。
- (キ) 提出書類に定める書類以外の書類を提出したとき。

力 提出書類

(ア) 参加申込書関係

様式集を参照のうえ、以下の書類を提出してください。

なお、①の公募型プロポーザル参加申込書を除き、共同事業体等の場合は全ての構成員等について提出してください。

- ①公募型プロポーザル参加申込書（様式3）
- ②参加申込の日に属する事業年度の前3事業年度における計算書類等
- ③設立に登記を要する法人等にあっては、登記事項証明書
- ④納税証明書等
- ⑤誓約書（様式4）
- ⑥企業概要書（様式5）
- ⑦役員名簿（様式6）

共同事業体等での応募の場合は、以下の書類も提出してください。

- ⑧共同事業体構成員表（様式7-1）
- ⑨委任状（様式7-2）
- ⑩構成員間での契約書等

(イ) 提案書関係

① 実施事業の内容

- ・「3 実施事業の内容」を踏まえ、下表の提案項目について、指定枚数内で作成してください。
両面印刷、再生紙使用ともに可能で、文字・図表等は白黒・カラーは問いません。
- ・構成は、表紙、目次、提案内容（本文）とし、A4 サイズの簡易な製本とし、10 部作成してください。
- ・フォントサイズは 10 ポイント以上としてください。ただし、図又は表の中の文字については 8 ポイント以上を可とします。
- ・提案書で使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位としてください。

■ 各提案項目（想定する記載内容の例）の指定枚数

■ 事業実施の基本方針、事業の実施体制 <ul style="list-style-type: none">・事業実施の基本方針、目指す方向性・想定する利用者層等・施設の管理運営体制や事業の継続性を担保するための方策・参考となる類似施設の運営実績（名称、所在地、事業期間、概要等）・近隣の居住環境や周辺施設等への配慮、市との連絡体制	5 頁以内
■ オートキャンプ場の整備及び運営事業 <ul style="list-style-type: none">・オートキャンプ場の整備計画、維持管理の考え方・利用者の安全確保、災害防止、緊急時の対応・料金設定、営業日など・利用促進の方策、利用受付等のサービス向上策・オートキャンプ場の名称・その他、団体として実施する独自の取組みなど	6 頁以内
■ 環境学習プログラム <ul style="list-style-type: none">・想定するプログラム（案）の内容、参加対象・目指す開催頻度 <p>※現時点の案で構いません。具体的な実施内容については各年度に意見交換を行いながらニーズ等を踏まえて検討することとします。</p>	2 頁以内
■ 周辺施設等との連携方策 <ul style="list-style-type: none">・想定する連携対象及び連携方策等のアイデア	2 頁以内

② 全体配置計画図

現時点で想定する各施設やキャンプサイトの区画等の全体配置について、概要がわかる図面を作成してください。（※任意様式）

③収支計画

事業期間中の収支見込を「収支計画書」（様式8）を作成してください。

なお、収支見込みについては条件や内訳等がわかる資料を作成し、添付してください。

（※任意様式）

キ 留意事項

（ア）参加の辞退

応募者の倒産、解散等の事情により、参加申込書の提出後に辞退する場合は、「様式9：応募辞退届」を提出してください。

（イ）提出書類の差し替えについて

応募書類等の提出後、市から提出書類の補正を指示するなどの場合を除き、内容の変更及び差替えは原則として認めません。

（ウ）提出書類の返却について

提出された提案書等は、返却しません。

（エ）応募書類作成等に係る費用負担

応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。また、提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者の負担とします。

6 審査基準

事業者選定にあたっての審査基準、配点は以下のとおりです。

（1）企画提案内容に関する審査基準

■企画提案内容に関する審査基準について

審査項目	審査の視点	配点
対象地の特性認識、事業実施の基本方針・コンセプト・サービス内容	・全体を通じ、「北谷津の森・新清掃工場周辺整備基本計画」で示す本事業の目的や事業の位置づけに沿った提案となっているか	45
	・整備や運営計画は、民間事業者が自らの創意工夫やノウハウを発揮した、活性化につながることが期待できるものであるか	
	・周辺環境へ配慮した事業計画となっているか、市との連携方針が示されているか	

	<ul style="list-style-type: none"> ・有効な利用者へのサービス向上策や利用促進の方策が示されているか 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習プログラムの提案内容は、環境教育の推進に資するものであるか、多くの参加者が見込めるものであるか 	
事業計画の妥当性、提案内容の具体性	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画や集客見込み等は具体的な内容が示されており、妥当と判断できるものであるか ・施設の利用料等、料金設定はサービス内容に照らし妥当な額となっているか ・整備や運営計画の提案内容が具体的で、実現が期待できる計画となっているか ・サービス内容に照らし、十分な施設整備や管理が行われる計画であるか 	40
業務実施体制、遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・整備運営事業を実施するための体制（実施体制、責任分担など）は妥当か ・団体の実績や提案内容から、安定したサービスの提供や適切な施設管理など、十分な業務遂行能力があると期待できるか ・事故や災害等の運営上のリスク想定は十分になされているか、防止（防災）対策や発生時の対応が検討されているか 	20
周辺施設等との連携方策、地域貢献・活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺施設及び広域連携の可能性のある施設と連携するアイデアが示され、連携する姿勢が見られるか ・提案内容はエリア全体での賑わい創出が期待できるものであるか、経済波及効果等により地域への貢献（地元還元）が期待できるか 	15
合計		120